

特別支援学校就学手続一覧表（改訂版）

区分	就学校の設置別	保護者	校長	市町教育委員会	県教育委員会	備考	
1 学 齢 児 の 新 就 学	県立			① 県教委へ特別支援学校への就学通知及び学齢簿謄本の送付 様式1 (第11条第1項、2項) ③ 県教委へ学齢簿の加除訂正通知(第13条) 様式2	② 保護者へ入学期日及び学校指定の通知 (第14条第1項、第2項) ② 校長へ氏名及び入学期日の通知(第15条第1項) ② 市町教委へ氏名、入学期日及び学校指定の通知 (第15条第1項、第2項) 様式ア～エ		
	区域外	県内の国市立	② 市町教委へ区域外就学の届出〔①を添付〕 (第17条) 様式15	〈国立特別支援学校長〉 ① 就学承諾書の発行 (第17条)	① 市立学校の就学承諾書の発行(第17条)		
		近畿他府県立・市立	① 市町教委へ区域外就学依頼の願出(第17条) 様式9		② 近畿他府県市教委へ学齢簿謄本または住民票の送付 ※1 〔①を添付〕 (第17条) ④ 県教委へ区域外就学の通知及び学齢簿の加除訂正通知 ※2 (第13条の2、第13条) 様式13、様式2		〈近畿他府県市教委〉 ③ 就学承諾書を発行し保護者へ送付(第17条) 様式10 ③ 就学承諾書を発行し市町教委へ送付(第17条) 様式11 ③ 就学承諾書を発行し就学する特別支援学校長へ送付(第17条) 様式12
		その他	① 市町教委へ区域外就学依頼の願出(第17条) 様式9		② 他府県教委へ学齢簿謄本の送付〔①を添付〕 (第17条) ④ 県教委へ区域外就学の通知及び学齢簿の加除訂正通知 ※2 (第13条の2、第13条) 様式13、様式2		〈就学予定学校設置者〉 ③ 就学承諾書の発行 (第17条) ◎ ①②③以外の手続は、就学予定学校設置者の指示による

※1 滋賀県立の特別支援学校及び奈良県の「奈良養護学校整肢園分校」（東大寺整肢園入院）への区域外就学の依頼については、診断書または入院証明書が必要。

※2 兵庫県立特別支援学校就学者（予定者を含む）が区域外就学する場合に限る。

区分	住所 異動	就学校の 設置別	保護者	校長	市町教育委員会	県教育委員会	備考
転退学	2 小中学校等から特別支援学校へ	無	県立	<p>〈小中学校等校長〉</p> <p>① 市町教委へ視覚障害者等になった旨の通知 (第12条第1項) 様式3</p> <hr/> <p>① 市町教委へ小中学校等に就学させることが適当でなくなったと思料する旨の通知 (第12条の2第1項) 様式4</p>	<p>② 県教委へ特別支援学校への就学通知及び学齢簿謄本の送付(第12条第2項又は第12条の2第2項で準用する第11条第1項、第2項) 様式1</p> <p>④ 県教委へ学齢簿の加除訂正通知(第13条) 様式2</p>	<p>③ 保護者へ入学期日及び学校指定の通知 (第14条第1項、第2項)</p> <p>③ 校長へ氏名及び入学期日の通知(第15条第1項)</p> <p>③ 市町教委へ氏名、入学期日及び学校指定の通知 (第15条第1項、第2項) 様式ア～エ</p>	<p>◎ 市町教育委員会は、小・中学校等に引き続き就学させることが適当であると認める場合は、小・中学校等の校長にその旨を通知(第12条第3項、第12条の2第3項) 様式7</p>
			県内の国市立	<p>③ 市町教委へ区域外就学の届出〔②を添付〕 (第17条) 様式15</p> <p>〈小中学校長〉</p> <p>① 市町教委へ視覚障害者等になった旨の通知 様式3 (第12条第1項)</p> <hr/> <p>① 市町教委へ小中学校等に就学させることが適当でなくなったと思料する旨の通知 (第12条の2第1項) 様式4</p> <p>〈国立特別支援学校長〉</p> <p>② 就学承諾書の発行 (第17条)</p>	<p>② 市立学校の就学承諾書の発行(第17条)</p>		<p>◎ 市町教育委員会は、小・中学校等に引き続き就学させることが適当であると認める場合は、小・中学校等の校長にその旨を通知 (第12条第3項、第12条の2第3項) 様式7</p>
			区域外	<p>近畿他府県立・市立</p> <p>① 市町教委へ区域外就学依頼の願出(第17条) 様式9</p>	<p>② 近畿他府県市教委へ学齢簿謄本または住民票の送付※1〔①を添付〕 (第17条)</p> <p>④ 県教委へ区域外就学の通知及び学齢簿の加除訂正通知※2 (第13条の2、第13条) 様式13、様式2</p>	<p>③ 近畿他府県市教委へ学齢簿謄本または住民票の送付※1〔①を添付〕 (第17条)</p> <p>③ 就学承諾書を発行し保護者へ送付(第17条) 様式10</p> <p>③ 就学承諾書を発行し市町教委へ送付(第17条) 様式11</p> <p>③ 就学承諾書を発行し就学する特別支援学校長へ送付(第17条) 様式12</p>	
			その他	<p>① 市町教委へ区域外就学依頼の願出(第17条) 様式9</p>	<p>② 他府県教委へ学齢簿謄本の送付〔①を添付〕 (第17条)</p> <p>④ 県教委へ区域外就学の通知及び学齢簿の加除訂正通知※2(第13条の2、第13条) 様式13、様式2</p>	<p>③ 就学承諾書を発行し就学する特別支援学校長へ送付(第17条) 様式12</p>	<p>〈就学予定学校設置者〉</p> <p>③ 就学承諾書の発行 (第17条)</p> <p>◎ ①②③以外の手続は、就学予定学校設置者の指示による</p>
	有	全	前記「1 学齢児の新就学」の手続を準用				

※1 滋賀県立の特別支援学校及び奈良県の「奈良養護学校整肢園分校」(東大寺整肢園入院)への区域外就学の依頼については、診断書または入院証明書が必要。

※2 兵庫県立特別支援学校就学者(予定者を含む)が区域外就学する場合に限る。

区分	住所異動	就学校の設置別	保護者	校長	市町教育委員会	県教育委員会	備考	
3 特別支援学校から小中学校へ	無	全		〈特別支援学校長〉 ① 児童生徒が住所を有する都道府県教委へ視覚障害者等でなくなった旨の通知（第6条の2第1項） 様式5	③ 保護者へ入学期日及び学校指定の通知（第6条で準用する第5条第1項） ③ 小中学校へ氏名及び入学期日の通知（第7条） ④ 県教委へ学齢簿の加除訂正通知（第13条） 様式2	② 市町教委へ氏名及び視覚障害者等でなくなった旨の通知（第6条の2第2項） 様式カ	◎ ①において、他府県に住所を有する児童生徒についても県教委へその旨通知すること	
	有			〈特別支援学校長〉 ① 児童生徒が住所を有する都道府県教委へ小中学校への就学が適当であると思料する旨の通知（第6条の3第1項） 様式6	③ 県教委へ特別支援学校への就学が適当である旨の通知（令第6条の3第3項） 様式8	② 市町教委へ氏名及び小中学校への就学が適当であると思料する旨の通知（第6条の3第2項） 様式キ	◎ 市町教育委員会は、小・中学校に就学させることが適当であると認める場合は、保護者へ入学期日及び学校指定を、小・中学校長へ氏名及び入学期日を通知（第6条で準用する第5条第1項、第2項、第7条）	
転退学	同一障害種別学校間	4 県立学校を転出	無	県立	① 県教委へ就学変更の申立〔市町教委経由〕（第16条） 様式16	③ 県教委へ学齢簿の加除訂正通知（第13条） 様式2	② 保護者へ新学校名、入学期日を通知（第16条） ② 市町教委へ氏名、新学校名、入学期日を通知（第16条） ② 転出学校長へ就学変更を通知（第16条） ② 転入学校長へ氏名、入学期日を通知（第16条） 様式ア～オ	
				区内	② 市町教委へ区域外就学の届出〔①を添付〕（第17条） 様式15	〈国立特別支援学校長〉 ① 就学承諾書の発行（第17条）	① 市立学校の就学承諾書の発行（第17条）	
		区域外	① 市町教委へ区域外就学依頼の願出（第17条） 様式9	② 近畿他府県市教委へ学齢簿謄本または住民票の送付※1〔①を添付〕（第17条） ④ 県教委へ区域外就学の通知及び学齢簿の加除訂正通知※2（第13条の2、第13条） 様式13、様式2	② 近畿他府県市教委へ学齢簿謄本または住民票の送付※1〔①を添付〕（第17条） ④ 県教委へ区域外就学の通知及び学齢簿の加除訂正通知※2（第13条の2、第13条） 様式13、様式2	③ 近畿他府県市教委へ学齢簿謄本または住民票の送付※1〔①を添付〕（第17条） ④ 県教委へ区域外就学の通知及び学齢簿の加除訂正通知※2（第13条の2、第13条） 様式13、様式2	〈近畿他府県市教委〉 ③ 就学承諾書を発行し保護者へ送付（第17条） 様式10 ③ 就学承諾書を発行し市町教委へ送付（第17条） 様式11 ③ 就学承諾書を発行し就学する特別支援学校長へ送付（第17条） 様式12	
		その他		① 県教委へ学齢簿の加除訂正通知（第13条） 様式2	① 県教委へ学齢簿の加除訂正通知（第13条） 様式2	◎ ①以外の手続は、就学予定学校設置者の指示による		
		有	全	前記「1 学齢児の新就学」の手続を準用				◎ 転出市町教委も、学齢簿の加除

※1 滋賀県立の特別支援学校及び奈良県の「奈良養護学校整肢園分校」（東大寺整肢園入院）への区域外就学の依頼については、診断書または入院証明書が必要。

※2 兵庫県立特別支援学校就学者（予定者を含む）が区域外就学する場合に限る。

区分	住所異動	就学校の設置別	保護者	校長	市町教育委員会	県教育委員会	備考		
転退学	同一障害種別学校間	5 県内の国市立学校を転出	無	県立	<p>〈転出学校長〉</p> <p>① 当該児童生徒が住所を有する市町教委へ退学通知（第18条） 様式14</p>	<p>② 県教委へ特別支援学校への就学通知及び学齢簿謄本の送付（第11条の3第2項で準用される第11条第1項第2項） 様式1</p> <p>④ 県教委へ学齢簿の加除訂正通知（第13条） 様式2</p>	<p>③ 保護者へ新学校名、入学期日を通知（第14条第1項、第2項）</p> <p>③ 転入学校長へ氏名、入学期日を通知（第15条第1項）</p> <p>③ 市町教委へ氏名、新学校名、入学期日を通知（第15条第1項、第2項） 様式ア～エ</p>	<p>◎ 市町教育委員会は、小・中学校に就学させることが適当であると認める場合は、保護者へ入学期日及び学校指定を、小・中学校長へ氏名及び入学期日を通知（第6条で準用する第5条第1項、第2項、第7条）</p>	
				県内の国市立	<p>③ 市町教委へ区域外就学の届出〔②を添付〕（第17条） 様式15</p>	<p>〈転出学校長〉</p> <p>① 当該児童生徒が住所を有する市町教委へ退学通知（第18条） 様式14</p> <p>〈転入国立特別支援学校長〉</p> <p>② 就学承諾書の発行（第17条）</p>	<p>② 転入市教委は、市立学校の就学承諾書の発行（第17条）</p>		
				区域外	<p>① 市町教委へ区域外就学依頼の願出（第17条） 様式9</p>		<p>② 近畿他府県市教委へ学齢簿謄本または住民票の送付※1〔①を添付〕（第17条）</p> <p>④ 県教委へ区域外就学の通知及び学齢簿の加除訂正通知※2（第13条の2、第13条） 様式13 様式2</p>		<p>〈近畿他府県市教委〉</p> <p>③ 就学承諾書を発行し保護者へ送付（第17条） 様式10</p> <p>③ 就学承諾書を発行し市町教委へ送付（第17条） 様式11</p> <p>③ 就学承諾書を発行し就学する特別支援学校長へ送付（第17条） 様式12</p>
				その他	<p>〈転出学校長〉</p> <p>① 当該児童生徒が住所を有する市町教委へ退学通知（第18条） 様式14</p>	<p>② 県教委へ区域外就学の通知及び学齢簿の加除訂正通知※2（第13条の2、第13条） 様式13 様式2</p>		<p>◎ ①及び②以外の手続は、就学予定学校設置者の指示による</p>	
				有	全	前記「1 学齢児の新就学」の手続を準用			

※1 滋賀県立の特別支援学校及び奈良県の「奈良養護学校整肢園分校」（東大寺整肢園入院）への区域外就学の依頼については、診断書または入院証明書が必要。

※2 兵庫県立特別支援学校就学者（予定者を含む）が区域外就学する場合に限る。

区分	住所異動	就学校の設置別	保護者	校長	市町教育委員会	県教育委員会	備考	
転退学 異なる障害種別学校間	6 県立学校を転出 7 県内の国市立学校を転出	無	県立	<p>〈特別支援学校長〉</p> <p>① 児童生徒が住所を有する県教委へ視覚障害者等でなくなった旨の通知 (第6条の2第1項) 様式5</p>	<p>③ 県教委へ特別支援学校への就学通知及び学齢簿謄本の送付 様式1 (第11条第1項、2項)</p> <p>⑤ 県教委へ学齢簿の加除訂正通知 (第13条) 様式2</p>	<p>② 市町教委へ氏名及び視覚障害者等でなくなった旨の通知 (第6条の2第2項) 様式力</p> <p>④ 保護者へ新学校名、入学期日を通知 (第14条第1項、第2項)</p> <p>④ 市町教委へ氏名、新学校名、入学期日を通知 (第15条第1項)</p> <p>④ 転入学校長へ氏名、入学期日を通知 (第15条第1項、第2項) 様式ア～エ</p>	<p>◎ ①において、他府県に住所を有する児童生徒についても、その旨県教委へ通知すること〔以下同じ〕</p>	
				<p>④ 市町教委へ区域外就学の届出〔③を添付〕 (第17条) 様式15</p>	<p>〈転出学校長〉</p> <p>① 児童生徒が住所を有する県教委へ視覚障害者等でなくなった旨の通知 様式5 (第6条の2第1項)</p> <p>〈国立特別支援学校長〉</p> <p>③ 就学承諾書の発行 (令第17条)</p>	<p>③ 市立学校の就学承諾書の発行 (第17条)</p>	<p>② 市町教委へ氏名及び視覚障害者等でなくなった旨の通知 (第6条2第2項) 様式力</p>	
				<p>③ 市町教委へ区域外就学依頼の願出 (第17条) 様式9</p>	<p>〈転出学校長〉</p> <p>① 児童生徒が住所を有する県教委へ視覚障害者等でなくなった旨の通知 (第6条の2第1項) 様式5</p>	<p>④ 近畿他府県市教委へ学齢簿謄本または住民票の送付※1〔③を添付〕 (第17条)</p> <p>⑥ 県教委へ区域外就学の通知及び学齢簿の加除訂正通知※2 (第13条の2、第13条) 様式13、様式2</p>	<p>② 市町教委へ氏名及び視覚障害者等でなくなった旨の通知 (第6条2第2項) 様式力</p>	<p>〈近畿他府県市教委〉</p> <p>⑤ 就学承諾書を発行し保護者へ送付 (第17条) 様式10</p> <p>⑤ 就学承諾書を発行し市町教委へ送付 (第17条) 様式11</p> <p>⑤ 就学承諾書を発行し就学する特別支援学校長へ送付 (第17条) 様式12</p>
				<p>③ 市町教委へ区域外就学の届出 (第17条) 様式9</p>	<p>〈転出学校長〉</p> <p>① 児童生徒が住所を有する都道府県教委へ視覚障害者等でなくなった旨の通知 (第6条の2第1項) 様式5</p>	<p>⑤ 他府県教委へ学齢簿謄本の送付〔③を添付〕 (第17条)</p> <p>⑥ 県教委へ区域外就学の通知及び学齢簿の加除訂正通知※2 (第13条の2、第13条) 様式13 様式2</p>	<p>② 市町教委へ氏名及び視覚障害者等でなくなった旨の通知 (第6条2第2項) 様式力</p>	<p>〈就学予定学校設置者〉</p> <p>④ 就学承諾書の発行 (第17条)</p> <p>◎ ①～⑥以外の手続きは、就学予定学校設置者の指示による</p>
		有	全	上記①～③以外の手続きは、前記「1 学齢児の新就学」の手続を準用				

※1 滋賀県立の特別支援学校及び奈良県の「奈良養護学校整肢園分校」(東大寺整肢園入院)への区域外就学の依頼については、診断書または入院証明書が必要。

※2 兵庫県立特別支援学校就学者(予定者を含む)が区域外就学する場合に限る。

区分	住所異動	就学校の設置別	保護者	校長	市町教育委員会	県教育委員会	備考
8 同一特別支援学校に在学している児童生徒の学齢簿の記載事項に変更があった場合	無	全	◎ 在籍学校に変更のあった旨連絡	◎ 関係市町教委との連絡調整	◎ 在籍学校との連絡調整 ① 県教委へ学齢簿の加除訂正通知（第13条）		
	有				〈転出市町教委〉 ① 県教委へ学齢簿の加除訂正通知（第13条） 〈転入市町教委〉 ① 県教委へ学齢簿の謄本を送付		

(注) ・ () は学校教育法施行令の条項
 ・ 本表の住所異動は、市町の区域を越える場合をいう。なお、同一市町の区域内で住所異動があった場合は、第13条に基づき処理する。

※ 区域外就学をしていて戻るときの手続き

